

(2) 施設の長寿命化対策

経営基本構想を平成 16 年度に策定してから 20 年が経過し、公園も開園から、富士山こどもの国が 25 年、小笠山総合運動公園、吉田公園が 22 年、浜名湖ガーデンパークが 20 年を経過し、それ以前の開設公園も含めて、施設や設備の老朽化が非常に進行している。

そのため、利用に支障がないよう随時指定管理者が実施する小規模修繕が多数発生し、県が実施する中・大規模の施設修繕及び設備の更新が必要な事案も増え、効果的かつ効率的に、順次、施工することが重要となっている。

県では、維持管理コストの低減を図り最適な維持管理を行うため、平成 15 年度に「土木施設長寿命化行動方針」を、平成 25 年 3 月にこれを見直す形で「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、県有施設の長寿命化の推進に取り組んできた。公園部門では、従来までの「事後保全型管理」から損傷が軽微な段階で修繕を行う「予防保全型管理」に転換することで、施設を適正に維持管理し、公園利用者の安全確保及び改築・更新費用などのライフサイクルコスト縮減、予算の平準化を図ることを目的として、平成 22 年度から 23 年度にかけて、「公園施設長寿命化計画」を策定した。

その後、令和 2 年の劣化診断実施後は、長寿命化計画の詳細計画であり、施設の維持補修を円滑に進めていくための「公園施設中期維持保全計画」を策定し、令和 5 年度から取り組んでいる。

(3) 公園経営を取り巻く環境の変化

平成 31 年の第 4 期経営基本計画の策定以降の社会情勢の変化等に対応して、見直しが必要となっている。

項 目	見直しのポイント
安全、安心志向の高まり	県営都市公園等の公的施設において、施設での死亡事故の発生を忘れることなく、施設の安全管理の徹底に努めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大や猛暑、豪雨などの環境変化を受けた社会の変化が大きく対策が求められる。
SNSやデジタル技術の活用	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス、インスタグラムなど)による情報発信が主要な広報手段となり、溢れる情報から伝えたい情報をどのように届けるか課題となっている。
健康推進スポーツ、障がい者スポーツ、バリアフリーの推進	超高齢化社会の進行や、少子化における学校部活動の地域活動化、生涯スポーツや障がい者スポーツに対応することへの社会的要請が高まっている。
スポーツ競技の多様化	東京オリンピック・パラリンピック以降、ストリート発祥の競技やパラスポーツの広がりなどを受けて、施設等の利用者拡大やスポーツ産業の振興等に取り組む背景がある。
その他	若年層人口や全人口の減少、地域企業や団体との協働等

V 経営基本構想の見直し

第5期の基本計画を定めるにあたり、新たな課題やこれまでの公園を取り巻く環境の変化に対応するため、その前提である基本構想について見直しを行い、新たな方針や構想の目的を追加した。

1 基本構想の方針

多様化する利用ニーズを考慮したサービス等提供による利用促進

効率的で効果的な経営視点の管理運営

利用者サービスの質の向上による利用者満足度の向上を管理経費の抑制と合わせて取り組み、より多くの利用者が居心地良く、快適に過ごせる空間づくりのため、今後の公園経営においても重要な柱であるため、継続して取り組んでいく。

持続可能な施設の維持管理

現在、建設後、20年から48年を経た施設が中心であり、各施設の老朽化に伴い、保守・修繕が増加しつつある。公園利用者の安全性確保及び改築・更新費用などのライフサイクルコスト縮減、予算の平準化を目的に、「静岡県公園施設長寿命化計画」に基づき、予防的な修繕や計画的な更新を進めるために「公園施設中期維持保全計画」を策定し、施設の適切な維持管理・更新を実施していく。

安全・安心・快適を提供する公園管理

公園の利活用を図ることや利用の増進、利用者満足度の向上を果たすためには、安全が確保され、利用者が安心して快適に利用できる公園でなければならない。公共の施設運営は安全第一が基本であることを明言し、施設の日常管理や運用面からも、デジタル技術を活用し点検データを設備修繕に活かす手法などにも取り組み、安全・安心・快適な施設を利用者に提供することを目指していく。

2 基本構想の目的

平成15年3月に策定した基本構想では、第一に、より多くの県民に快適に利用してもらうための「利用者満足度の向上」を、第二に、より質の高いサービスを最少の経費で提供するための「効率的で効果的な運営」を目的として、経営型のシステムを公園の管理運営に導入する方針を示し、その後、基本計画の推進の過程で、「利用の増進」を目的に加えている。

また、平成26年7月改訂時に、基本構想の方針とした「施設の適正な維持管理」及び「安全安心を目指した公園管理」を具体化していくため、第4期基本計画策定時には、基本構想の目的に公園利用者に安全・安心な公園施設を提供するための「安全・安心の確保」を加えた。

令和6年の改訂時には、変化する社会環境を受けて利用者が公園を利用しやすい運営を目指した目的に見直し。

3 「県」と「指定管理者」の役割

基本構想の目的及び各公園の設置目的を実現し、各公園がその役割を果たすための各公園の戦略、機能、戦術という具体的方策を基本計画で決めていくにあたり、指定管理者制度による公園管理において、施設所有者である県と施設の管理運営を行う指定管理者の役割を今一度整理する必要がある。

県は、各公園の経営方針を指定管理者応募時に提示し、指定管理者の事業計画のチェック、進捗管理を行い、指定管理者は、県の方針に基づき、業務を遂行する。それぞれの役割を果たすことで、基本構想の目的の達成を目指し、公園の設置目的を実現していく。

施設の維持管理の面では、県は、「静岡県公園施設長寿命化計画」に基づき、7つの県営都市公園を中長期手続的な観点から、効率的に整備・維持補修していく「公園施設中期維持保全計画」を策定し、適切に大規模な修繕や施設更新を執行する役割を担う。

指定管理者は、小規模な日常的な修繕や緊急性が高い修繕を実施するなど、長寿命化の観点からの補修に努める役割を担い、公園の運営や施設の維持補修の方針を決定する県に対して、円滑な施工に協力するとともに、公園を直接管理している現場からの助言等行う。

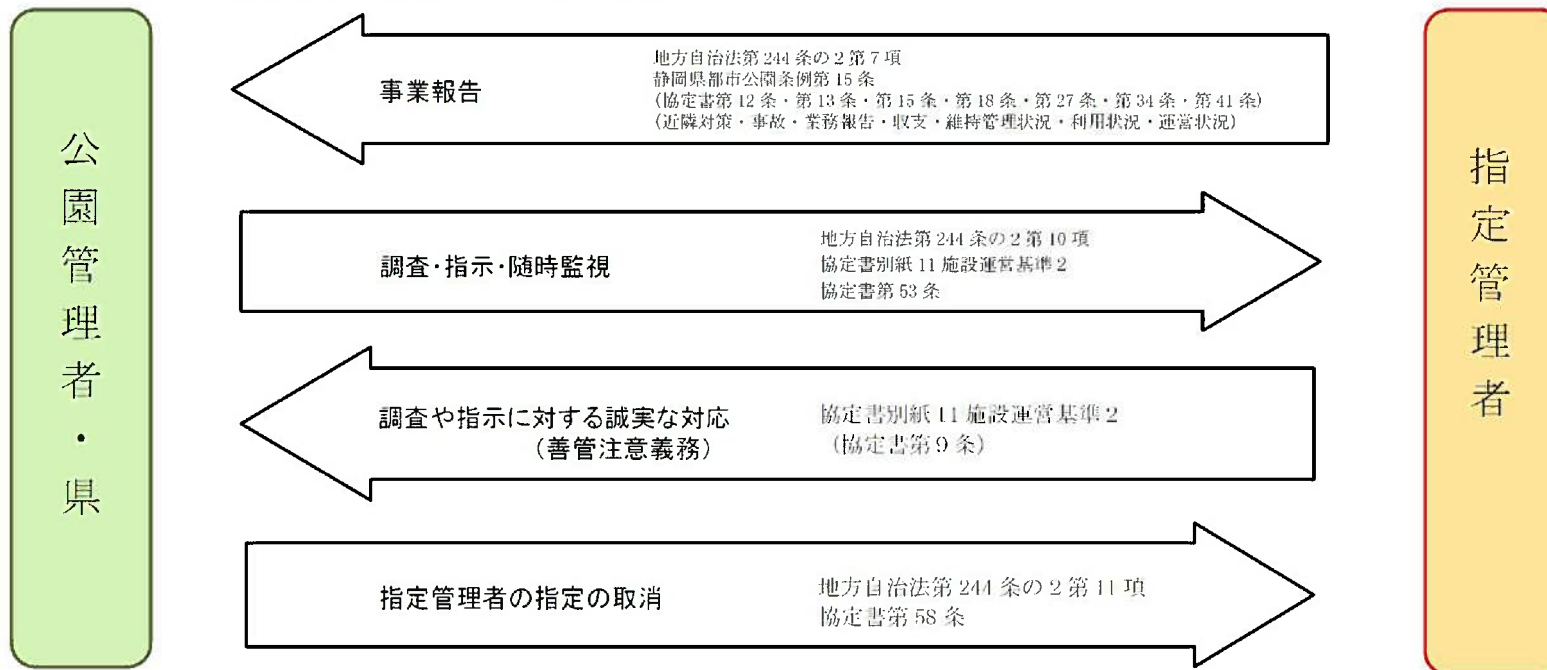
これらの取り組みにより、県と指定管理者は、協力して公園の**安全・安心・快適**を確保する役割を担う。

なお、公園の広報、PRや公園の魅力、イベント情報の発信を双方が行うことにより、公園の知名度向上及び利用促進を実現していく。

経営基本計画の作成・推進	ア 県の役割	経営基本計画に沿った公園運営	イ 指定管理者の役割
<p>戦略、機能、戦術の提示、パークマネジメントカルの進捗管理業務仕様の指定</p> <p>協定書、募集要項において業務仕様、管理水準を提示</p> <p>事業計画の承認、業務内容の確認、指定管理者の指導</p> <p>整備・維持補修方針の決定及び予算の確保及び執行</p> <p>長寿命化計画の推進</p> <p>公園施設の整備、大規模修繕等の資本的支出に当たる施設・設備の工事等</p> <p>安全・安心・快適の提供</p> <p>業務の遂行に当たり、指定管理者と協力して安全・安心な公園を利用者に提供</p> <p>公園の周知・PR</p> <p>県庁内の各課・関係部署、関係機関への広報、PRと効果的な情報発信戦略のための情報収集</p>		<p>戦術の具体的な業務内容をパークマネジメントカルテに記載し実行</p> <p>協定書の業務水準の確保、応募時提案の実行</p> <p>日常の施設管理、保守点検、植栽管理等を各基準に基づいて実施</p> <p>応募時の提案書に記載した業務及び自主事業の実施</p> <p>施設の維持修繕</p> <p>維持費的な修繕(施設・設備の小規模・緊急の修繕)</p> <p>必要な維持修繕や備品について県に報告、協議</p> <p>指定管理者からの県への提言、フィードバック</p> <p>指定管理業務を通じて、公園の設置目的を実現するために必要である事項の県への提案・助言</p> <p>安全・安心・快適の提供</p> <p>業務の遂行に当たり、県と協力して安全・安心な公園を利用者に提供</p> <p>公園の魅力の発信</p> <p>各公園の魅力、イベント開催情報の発信</p>	

静岡県都市公園における公園管理者(静岡県)と指定管理者

1 公園管理者(静岡県)と指定管理者の関係



2 法令に基づく役割分担

業 務	根拠法令		公園管理者	指定管理者
	都市公園法	静岡県都市公園条例		
① 公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理並びに工作物その他の物件又は施設による占用の許可	法第5条第2項、第7条第1項、第2項		●	
② 許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更	法第27条第1項		●	
③ 公園における募金、興行、広告物の提出等の行為に係る許可又は変更許可及びこれらの許可に係る条件の付与	条例第3条第1項、第3項、第5項			●
④ 供用日又は供用時間の変更	条例第6条の3第2項ただし書			●
⑤ 有料公園又は有料公園施設の利用の承認	条例第6条の3第3項			●
⑥ 利用の承認に係る条件の付与	条例第6条の3第4項			●
⑦ ③から⑥までの許可若しくは承認の取消し、その効力の停止又はその条件の変更	条例第8条の5第1項			●
⑧ 公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理並びに工作物その他の物件又は施設による占用の許可に係る使用料の徴収に関する業務	別表第3	法第5条第1項、第6条第1項、第3項		●

※④については知事の承認が必要